

30 佐国運協第 号
平成 31 年 月 日

佐 久 市 長
柳 田 清 二 様

佐久市国民健康保険運営協議会
会 長 白 鳥 昭 夫

佐久市国民健康保険税率等の見直しについて（答申）【案】

平成 30 年 12 月 14 日付 30 佐国第 167 号で諮問のありました平成 31 年度（2019 年度）からの佐久市国民健康保険税率等（以下「保険税率等」という。）の見直しについて、下記のとおり答申します。

記

今回の諮問は、昨年 4 月にスタートした新たな国保制度開始後初めての、また、佐久市国民健康保険財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）に定める 2 年に 1 度の保険税率等の見直しとなります。

当協議会では、①長野県により行われた平成 31 年度（2019 年度）国民健康保険事業費納付金の試算額を踏まえた平成 31 年度（2019 年度）以降の佐久市国民健康保険会計収支の見込み、②「長野県国民健康保険運営方針」を踏まえた国民健康保険税の算定方式（3 方式：均等割、平等割及び所得割）への移行時期等の 2 項目に視点を置き、慎重に協議を重ねてきました。

その結果、平成 31 年度（2019 年度）からの保険税率等は、別紙のとおり、現行の保険税率等を据え置くことが適当であると考えます。

なお、本年度より新制度による運営が始まっておりますが、将来にわたって、国民健康保険が安定的に運営できるよう、長野県とも連携し、更なる財政支援や不断の制度改善について、国に対し引き続き要望等を行うとともに、今後も財政健全化計画に基づき、医療費の縮減や国民健康保険税の収納率の向上、中長期的な財政状況を常に見通した健全な国民健康保険財政の運営に努めていただくよう要望いたします。

国の国保制度改革に加え、被保険者及び市の財政健全化への取り組みにより、佐久市国民健康保険は会計収支がプラスへと転じるとともに、佐久市国民健康保険事業基金への積立額も確保されてきております。

しかしながら、高齢化の進展や医療の高度化、また、低所得者層の加入割合が高いといった国民健康保険が抱える構造的な課題などにより、今回の諮問に係る期間を含む今後の佐久市国民健康保険財政は、引き続き厳しい状況にあることが見込まれます。

さらには、消費税率の引上げなどの税制改正や診療報酬改定が予定されており、ここ数年でまた佐久市国民健康保険財政の状況が大きく変化するのではないかという懸念もあります。

これらに鑑みますと、平成 31 年度（2019 年度）からの保険税率等は、下記のとおり、平成 30 年度の保険税率等を据え置くことが適当であると考えます。

なお、「長野県国民健康保険運営方針」を踏まえた国民健康保険税の算定方式（3 方式：均等割、平等割及び所得割）への移行時期等については、新制度のもと、長野県における保険料（税）率等の統一に向けての具体的な行程が、次期「長野県国民健康保険運営方針」の策定（2021 年度）までに示される予定であることから、これを踏まえ、3 方式への移行時期は 2021 年度以降とし、移行方法等に関する検討はこれに合わせて行うことが適当であると考えます。

記

平成 31 年度（2019 年度）からの佐久市国民健康保険税率等

1 基礎課税額に係る税率等・・・据え置き

(1) 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合

100 分の 7.60

(2) 資産割額の算定に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合

100 分の 16.00

(3) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について 21,300 円

(4) 世帯別平等割額

1 世帯について 25,400 円

2 後期高齢者支援金等課税額に係る税率等・・・据え置き

(1) 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合

100 分の 2.75

(2) 資産割額の算定に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合

100 分の 2.90

- (3) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について 7,300 円
- (4) 世帯別平等割額
1 世帯について 8,700 円

3 介護納付金課税額に係る税率等・・・据え置き

- (1) 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合
100 分の 2.75
- (2) 資産割額の算定に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合
100 分の 3.00
- (3) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について 9,000 円
- (4) 世帯別平等割額
1 世帯について 7,300 円

なお、各課税額に係る賦課限度額並びに一定の所得以下に適用される被保険者均等割及び平等割の軽減（7 割、5 割、2 割）については、法令改正に合わせて改定することとされたい。